

さいたま市北区告示第7号

さいたま市印鑑条例（平成13年5月1日条例第200号）第12条第8号の規定により、次のとおり印鑑登録を抹消したので、これを告示する。

令和8年5月21日

さいたま市北区長 五島 みゆき

1 対象者

- 次の表のとおり

氏名	住民票上の住所	登録抹消年月日
HAN PENG 韓 鵬	埼玉県さいたま市北区日進町2丁目955番地2 ハイホーム大宮日進305号	令和8年5月20日

2 連絡先

- 担当 さいたま市北区役所区民生活部区民課記録係
- 電話 048（669）6034